明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○港則法施行規則の一部を改正する省令（国土交通一五）　一
〔告　示〕
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（農林水産六七〇）　二
○工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件の全部を改正する件（経済産業三八）　三
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する件（国土交通二三六）　五三
○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する件（同二三七）　五六
〔官庁報告〕
官庁事項
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について（農林水産省）　六〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
公示催告、除権決定、破産、免責、再生関係　六一
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、中日本高速道路株式会社工事一部完了、司法書士名簿登録、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、厚生年金基金変更関係　一〇六
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一〇八
会社その他
会社決算公告　一〇九
一一二

省令

○国土交通省令第十五号

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第五条第一項、第十二条、第十四条の二、第十九条第一項及び第二項並びに第三十六条の三第一項、第二項及び第四項の規定に基づき、港則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月十二日

国土交通大臣　前田　武志

港則法施行規則の一部を改正する省令

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節　阪神港（第三十条―第三十三条）」を「第三節　阪神港（第三十条―第三十三条）　第三節の二　水島港（第三十三条の二）」に改める。

第八条の二の表関門港の部関門航路の項第二号中「三ノット」を「四ノット」に改める。

第二章第三節の次に次の一節を加える。

第三節の二　水島港

（航行に関する注意）

第三十三条の二　長さ二百メートル以上の船舶は、港内航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2　前項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

第三十八条第一項第五号中「三ノット」を「四ノット」に改め、同条第二項中「関門航路」の下に「（関門橋西側線と火ノ山下潮流信号所（北緯三十三度五十八分六秒東経百三十度五十七分四十一秒）から百三十度に引いた線との間の関門航路（第四十条第一項及び別表第四において「早鞆瀬戸水路」という。）を除く。）」を加え、「同条第二項」を「第二十七条の二第二項」に改める。

第四十条第一項中「関門橋西側線と火ノ山下潮流信号所（北緯三十三度五十八分六秒東経百三十度五十七分四十一秒）から百三十度に引いた線との間の関門航路（以下この項及び別表第四において「早鞆瀬戸水路」という。）」を「早鞆瀬戸水路」に改める。

別表第一和歌山下津の部下津区の項中「硯橋」を「下津牛ケ首防波堤灯台（北緯三十四度六分五十二秒東経百三十五度八分二十三秒）から二十四度千百五十メートルの地点から百六十四度三十分に引いた線」に改め、「（北緯三十四度六分五十二秒東経百三十五度八分二十三秒）」を削り、同表関門の部若松区の項中「二百二十八度千二百八十メートル」を「二百二十八度三十分千三百八十メートル」に改める。

別表第二関門の部関門航路の項中「第二十八号」を「第二十九号」に改め、第二十八号を第二十九号とし、第二十五号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第二十四号中「八十九度三十分九百二十メートル」を「九十七度九百十メートル」に改め、同号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　若松港口信号所から百七度二千三百メートルの地点

別表第二関門の部関門第二航路の項を次のように改める。

関門第二航路	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一　若松洞海湾口防波堤灯台から九十七度九百十メートルの地点 二　若松洞海湾口防波堤灯台から三百三十二度二千百三十メートルの地点